

秋田県体育協会の設立と大正期の活動について

森 田 信 博

A Establishment and Activities of Akita Amateur Sports Association in the Taisho Era

Nobuhiro MORITA

The purpose of this study was intended to investigate a establishment-process of Akita Amateur Sports Association and it's activities in the taisho era. The association was established in april 1923 which had aims to spread and promot sports and gymnastics as private enterprise in Akita. The association had 10 sport sections (ski, skate, tennis, baseball, swimming, moutain-clumbing etc) and encoraged positively following kinds of sports and gymnastics.

1. Akita olympic game .

About 350 persons who attended from whole prefecture took part in a first game.

2. A course meeting for gymnastics and sports.

About 500 persons took part in a meeting that had the contents of theory and practice under the guidance of famous lecturers.

3. A 10 days marathon between Tokyo and Akita.

4. A movie tour and exhibition of sports meeting (ski, baseball)

But all activities had more clumsiness than succes,especially a 10 days marathon. The association was criticized gradually loudly, so enterprise was extremely stagnant. The association started hasten an system and finance reform, but the result was not only insufficient but also caused necessity of a new reform on a lage scale.

1. はじめに

秋田県の体育・スポーツの活動は、明治の後半から中等学校を中心に対抗戦、地域、全県規模の大会の開催によって活発化し、秋田県教育会等の普及活動により中等学校以外の学校にも各種のスポーツが定着していった。明治末から大正始めには水泳場、スケート場開設、スキー講習会などこれまでほとんど活動されていなかった季節を生かしたスポーツや、年間を通じたスポーツの促進が図られていく。継続的な取り組みの結果、各地に海水浴場が整備され、とりわけ寒く雪深い冬季間のスポーツ活動は学校関係者以外にも高い関心もたれ徐々に実践が広まっていった。

しかしそれらの活動は、学校の活動に付随したものであったり、同好の者の極めて小集団の不定期の活動でしかなかった。体育・スポーツに対する無理解や誤解もあったが、施設の不十分さと活動を継続的に保障する基盤となる組織がないことが地域社会への普及と発展につなが

らなかったと考えられる。それでも最も活動が盛んであった野球は、大正8年(1919年)には秋田市を中心に一般のクラブチームが誕生しリーグ戦が行われるようになり、大正10年に秋田県野球協会が設立されると全県にわたりクラブチームの結成が続いた。この野球協会の活動は他の種目へと同時に秋田県体育協会の設立に大きな影響を与えた。

そこで本研究では、野球協会設立2年後の大正12年に結成される「秋田県体育協会」の設立までの経緯と初期の活動状況を通して社会への体育・スポーツの普及促進への働きかけを明確にし、秋田県における体育・スポーツの定着の過程を探っていく。秋田県体育協会から、30年史、40年史、50年史、60年史が発行されているが、ここでは設立時前後の「秋田魁新報」の新聞記事を資料として考察をすすめていく。

2. 体育協会の設立の準備段階

大正12年(1923年)3月2日の秋田魁新報には、「県

の胆入りで体育協会を組織」という見出しで、秋田県庁の北畠良一庶務課長らの提唱で「諸般の体育施設をなし又民衆の体育奨励宣伝」に努めるために「県体育協会の会則」の私案がほぼできあがったことを報じている。¹⁾

学校を中心として展開されていた体育・スポーツが、地域社会にも浸透するにつれて、すでに結成されていた野球協会の阿倍仲雄や佐野良太郎、県議会委員信太儀右衛門らが中心となり「体育の振興は社会人の手で」と意欲的に活動を行っていた。そしてこれに賛同したのが、村地信夫警察部長と北畠良一庶務課長でありこの年の新年早々から、会則等の具体案づくりなどの会合がもたれていた。とりわけ北畠は、北海道から赴任したこともありスキーの普及には極めて熱心なものがあり、²⁾ 体育協会の設立に県の職員としての立場を最大限生かしながらもスポーツを愛好する個人として積極的な役割を果たしていく。

1) 発起人会と秋田体育協会会則案の成立

3月3日には、協会設立の発起人会が県庁食堂で開催され、県側から村地、北畠、そして湯本保安課長が出席し、その他「学校、市役所、連隊、商業会議所、野球協会、銀行、鉄道、新聞社」などの関係者が集まった。村地が座長となり、北畠が「協会発会の趣旨、会則の骨子、草案」を説明し審議の後一部修正のうえ、6章29条からなる秋田体育協会の会則原案が発起人会で承認された。発起人会で決定した「秋田体育協会会則」の全文は以下のようなものである。³⁾

第1章 通則

- 第1条 本会は秋田体育協会と称す
 第2条 本会は会員卒先協力して体育の振興を図り諸般の施設を為し併て一般民衆体育の奨励及宣伝をなすを以て目的とす
 第3条 本会は事務所を秋田県庁内に置く

第2章 会員

- 第4条 本会の目的に賛成するものは男女をとはず何人たりとも会員たることを得
 第5条 会員は毎年会費金貳圓但し学生及之に準ずべき者は会費として一時金50銭を納付すべし
 第6条 特に本会に功績ある者は名誉会員に推薦す
 第7条 会員たらむとする者は入会申込書に会費を添へて申込むべし
 第8条 会員には実費を以て会員徽章を交付す
 第9条 退会せむとする者は本会に届出て会員章を返還すべし
 第10条 会員にして本会の名誉を汚濁すと認むる者は

役員会の決議を以て之を除名す

第3章 役員

- 第11条 本会に左の役員を置く
 1. 総裁 1名
 2. 会長 1名
 3. 副会長 2名
 4. 顧問 若干名
 5. 幹事 若干名
 第12条 総裁は秋田県知事を推戴す
 顧問は会員中本会に対し功労ある者又は体育に関し特別の知識経験を有する者より総裁之を囑託す
 幹事は会員中より会長之を指名す
 第13条 会長、副会長、及幹事の任期は2箇年とす
 第14条 役員は名誉職とす
 第15条 会長は本会を代表し会務を総理す
 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理す
 顧問は重要な会務に参画す
 幹事は会長の命を受けて会務を処理す
 第16条 会長は役員会の決議を経て予算を定む
 第17条 会長は通常総会に於て予算及決算の報告を為すべし
 第18条 会長は役員会の決議を経て必要なる規則を定むることを得

第4章 会議

- 第19条 会議を分ちて総会及役員会とす
 第20条 総会は毎年1回開催す但し会長に於いて必要を認めたる時は臨時に召集することあるべし
 第21条 役員会は会長必要と認めたる時之を召集す
 第22条 本会は役員会の決議を経総裁の承認を経るに非れば変更することを得す
 第23条 会議は出席者の過半数を以て之を決す

第5章 事業

- 第24条 本会に左の8部を置き各部に部長及補導員を置く
 1. スキー部 2. 庭球部
 3. 野球部 4. 山岳部
 5. 講演部 6. 水泳部
 7. オリンピック競技部 8. スケート部
 第25条 部長及補導員は会員中より会長之を囑託す
 第26条 部長は翌年の事業計画を樹て会長に申出つべし

第27条 各部は毎年1回以上大会を開くへし

第6章 会計

第28条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日に至る

第29条 本会の経費は会費寄附金補助金其の他の雑収入を以て之に充つ

当初会員は、30円以上の寄附をした特別会員と2円の年会費のみの普通会員さらに名誉会員に分けられたが、より多くの賛同者を募るために会則では名誉会員と会員のみとなった。総裁職をおき県知事をこれに当て秋田県の全体的な組織になるために、秋田市長、旅団長、裁判長などを顧問に想定し民間の組織であるが県主導の様相を色濃くし、予算、会則変更など会の実質的な運営を役員会で進めることにしている。部会となるスポーツ種目は、すでに県内で普及している種目であるが、「いっそう広く各般の運動に亘り四季を通じて所謂体育全般⁹⁾」を含ませながら「一般民衆体育の奨励、宣伝」のための「講演部」と注目されだした「オリンピック競技部」が会の特色を示している。

2) 第1回発起人会の議事

発起人会の初会合では協会設立の趣旨と会則にそって、役員人選の案が示されていく。会則に明記された知事を総裁とする他に、「井上市長を会長に、辻商業会議所会頭を副会長とし顧問には旅団長、鉾山学校長、裁判所長、検事正、各新聞社長その他各官衛長を網羅」する事が原案とされた。さらに8部会の部長および活動拠点は、「スキー部・鉾山専門学校・北畠理事官、庭球部・高等女学校・秋田電気株式会社・大林区署、水泳部・県教育会、野球部・阿倍博士・佐野國手・五十嵐秋田新聞記者、オリンピック競技部・男子師範、山岳部・信太県議、スケート部・村地部長・大島欣助氏、講演部・三新聞社」と示された。⁹⁾

さらに発起人会で重要な未解決の問題とされたのが、メイングラウンドとして予定されていた楢山グラウンドへの工業試験場設置計画への対応であった。県が楢山グラウンドに3,000坪の敷地を工業試験場に予定している問題に対して、発起人会では秋田市で理想のグラウンドはここ以外にない、試験場設置は「県の運動熱を阻止するも甚だしいとせねばならぬ」として発起人会全体の意向として極力反対していくことを明らかにした。

3) 野球協会の加入条件

設立発起人会から体育協会の概要が公にされたことをうけて、具体的に会員募集と部会に予定された8競技団

体のとりまとめが進められて行くが、部会との事前の話し合いがおこなわれていたわけではなく、「元来体育というふも其種類多岐多様に亘り主として如何なるものを真向に振り翳し進むつもりなるや未だ判明せぬ¹⁰⁾」というのが実状であり、すでに大正10年に創立していた野球協会にまず体育協会加入の打診がはかられた。

野球協会は早々に会員による会合をもち、この時点で野球協会を解散して体育協会に加入することへは若干の異議も出されたが「権威ある組織の下に活動する見込充分確立」できるならとし、とくに次の三点を加入の条件として体育協会側に回答を求めた。⁷⁾

1. 秋田野球協会全体を一単位と認め
 2. 金30円を一時に納付し特別会員たらしめ個人から会費を徴しない
 3. 秋田野球協会の本年度予定の事業を継続実行する
- 野球協会での議論では、体育協会は会費制になっていて、加入と同時に年会費を納付しなければならないが、野球は単位が個人ではなく、チームであるので個人ごとに会費を徴収するのは問題であろう、野球協会全体を体育協会に加入していくには上記の条件の容認が会員の納得するところとなろうというものであった。体育協会の発起人会では全面的に承認していくことになる。

4) 第2回発起人会

設立に向けて具体的な活動に取り組んできた発起人会は、これまでの折衝の経過や発会式の打ち合わせのため3月26日に第2回目の発起人会を開催していく。そしてまず、秋田体育協会の発会式を4月15日とし4月末までに「体育講習会」を開催することなどを決定していく。

第1回発起人会で確定していなかった点や変更になった点が確認された。総裁には会則に明記したように、現知事の岸本正雄そして会長には、井上市長が候補者にされていたが内諾を得る段階で固辞され代わりに野球協会の阿倍仲雄が会長に推薦された。さらに副会長職は、定員2名であったが不足が懸念され、北畠良一の他、信太儀右衛門、三澤力太郎が内定した。顧問、幹事は未定のままであったが、発会式後の4月28日に35名もの顧問名が発表されることになる。⁸⁾

8つの部会が予定されていたが、新たに蹴球部と乗馬部が加えられることになった。蹴球部は当初から予定されていたが、活動母体が確定せずに見送られていたが候補者、クラブも内定し、さらに連隊から馬を調達できることが確実となり乗馬部も部会に加わった。部会の部長も蹴球部、乗馬部を除き、スキー部・北畠、庭球部・田村、野球部・佐野、山岳部・信太、講演部・北畠、水泳部・三澤、オリンピック部・柏木、スケート部・村地が内定し、部長を中心に各部則を定めていくことが決めら

れた。

さらに、前回に発起人会の意向をふまえ、再度発起人全会一致で、1. 楢山運動場の整理拡張を県当局に請願するの件 2. 千秋公園二の丸並びに図書館跡を運動場として整理拡張せられんことをその筋に請願するの件を決議した。

体育協会の初めての行事となる「体育講習会」の概要は、県師範学校を会場に5日間の日程で、運動生理学、体操理論、屍体解剖を九州帝大医学部教授、桜井恒次郎にそして体操実施指導、オリンピック競技実施指導を東京市体育顧問、三橋義雄を講師に会費制で300名の規模で計画された。⁹⁾ また全県男女オリンピック大会、東北6県オリンピックも計画されていることが発表された。財政の基盤が脆弱ではあったが、大正9年に設立されている青森県体育協会の活動に劣らないように、県そして民間の支援を得ながら東北でも前例のない活動計画によって体育協会を発足させることを急いだ。

3. 秋田体育協会の設立

1) 体育協会の発会式

大正12年(1923年)4月15日、前夜の雪混じりの降雨のため発会式の開催が予定の1時間後午前8時に決定され、その後「花火を打ち上げ宣伝の自動車が市内を練る一方野球部員はグラウンドに総出で諸般の準備を急ぎ」午後1時半に、岸本総裁、阿倍会長を初め役員、各部長、会員そして観衆が整列して、秋田体育協会の発会式が楢山グラウンドで開催された。阿倍会長の開会の挨拶に続いて、県知事でもある岸本総裁は「体育は単に肉体的鍛錬にあらずして実に意力の訓練、全人格の淘汰に資する処大なるものあり会員は能く此点に思ひを致し協力一致体育の大本を忘却するなく会の発達を期せられたい」¹⁰⁾と告示をのべ午後2時には発会式を終了している。引き続いて発会式を記念して、すでに協会として活動実績のある野球部会が紅白試合を行い、この年はじめての野球の試合でもあり、3千余名の観衆が見守るものとなり体育協会の設立を十分に盛り上げた。

2) 全県オリンピック大会の開催

体育協会設立の記念行事として6月10日には、秋田県師範学校グラウンドで、「全県オリンピック大会」と呼ばれる運動競技大会が開催された。前日来の降雨で厚い雲に覆われながら午前8時50分、全県の各学校、各団体から男女総数350名が参加して開会式がおこなわれ、選手宣誓に続き役員を先頭に全選手が2列縦隊でトラックを2周し観衆、応援団に応えた。さらに東京朝日新聞社より「大銀杯」が男子中等学校800mリレーの勝者に授

与されることになった。主な実施種目は以下のようなものである。¹¹⁾

トラック競技

- ・100m走 一般、男女中等学校、男女高等小学校、男女尋常小学校
- ・200m走 一般、男女中等学校、男女高等小学校
- ・400m走 一般 男子中等学校
- ・800m走 男子中等学校
- ・1500m走 一般
- ・500mメドレーリレー 男子高等小学校
- ・800mメドレーリレー 一般
- ・800mリレー 男女子中等学校
- ・ローハドル走 女子中等学校

フィールド競技

- ・走幅跳 一般、男女尋常小学校
- ・走高跳 一般、男女中等学校、男女尋常小学校
- ・三段跳 男子中等学校
- ・棒高跳 一般、男子中等学校
- ・砲丸投 老年組、一般、男子中等学校
- ・槍投 一般、男子中等学校
- ・ベースボール・スロー 男女高等小学校、男女尋常小学校
- ・フットボール・スロー 女子中等学校

3) 体育講習会の開催

第1回の全県オリンピック大会の成功をうけて、体育協会は順調な出足をみせ、各部会も会則、事業計画などを具体化して「本県のスポーツマンの意気込が一新したことは誰もが首肯する」ところとなり、協会の目的を着実に遂行していった。講演部は、「宣伝活動写真隊」を結成し体育協会関連のほか全国野球大会、女子競技大会、高田連隊スキー大会などを各地で巡回上映していく。¹²⁾ これらの盛り上がりを背景に4月末に実施する予定であった「体育講習会」をあらためて内容、規模を拡大して開催することになった。

大正12年8月14日から19日まで県男子師範学校を会場に約500名の参加者を集めて初めての体育講習会が開催された。おおむね午前中は講義、講演そして午後は実技講習の日程で、九州帝大教授進藤篤一、東京市委託三橋義雄ら13名におよぶ講師陣¹³⁾から終日最新の理論と実践の講習が続けられた。

初日の講習会の状況は、午前9時30分から師範学校講

堂で開会式が開かれた後、進藤篤一の医学的な体育講演が11時までおこなわれた。午後は炎天下のもと、三橋、楯本、山根講師らが体操そして走幅跳、バスケットボール、デッドボール等の競技を永田、小林、渡部の現役の師範学校生が指導をおこなっていった。2日目には、講演と解剖見学もおこなわれ体操と各種競技の実践が午後4時半過ぎまで指導された。初日の講習を聞きつけ参加希望者が増え、実技指導が一部制限される状況も生じるほどであった。体操指導の原、上山講師は東京府立の高女の教諭であり、女性の参加者が10数名であったが特別に「秋田婦人の体育向上」のための指導を積極的に講習していった。¹⁶⁾

体育協会の意気込みと会員の積極的な取り組みで初めての全県オリンピック大会や体育講習会は、予算上の問題で「優勝メダル」がとりあえず目録のみになったり、初の体育講習会での不手際が指摘されたが、地域社会および学校での体育・スポーツの促進を加速させると同時に体育協会の組織基盤を確立し社会での位置づけを明確に表明していくものになった。

4. 体育協会の威信失墜と活動の停滞

1) 東京・秋田間10日間マラソン

体育協会設立の記念行事の順調な実施と全県少年野球大会、全県スキー大会など各部会の活動で初年度を終え、さらに体育協会を県内外に知らしめる行事として、大正13年（1924年）6月21日から東京・秋田間約150里を協会会員2名の選手により10日間で完走するという計画が発表された。

2名の会員は毎日、秋田・土崎間を往復して練習を重ね、二人の内一人が足を痛めても一人は必ず走り通すことを誓い、体育協会はこの計画を承認し岸本総裁、村地部長は「銀カップ」をすでに用意し、市内3新聞社に後援を依頼しさらに準備費、旅費等170円余を市内有志から集め計画を全面的に援助した。6月21日東京朝日新聞社前を社員総出、在京秋田県人多数見送りのなか活動写真にもおさめられ両選手は秋田に向かって出発した。¹⁷⁾ その後は、毎日予定通りの目的地で大歓迎を受けているという連絡が体育協会に伝えられた。その後の行程は極めて順調に進んでいるとの情報で、29日には県内にはいり、院内を経て湯沢から横手に向かったことが伝えられると、歓迎方法を取り決める一方で、待ちきれずに横手まで出迎えの委員を向かわせる程の騒ぎとなった。

ところが両選手が、途中濃霧と寒気のためにやむをえず、汽車に乗ったという情報が伝えられた。横手に到着した選手からは、板谷峠だけではなく院内峠も汽車に乗ったことが明らかにされ、阿倍会長は30日の午前中に急遽

委員会を招集した。その結果、やむを得ないこととはいえ遺憾の点もあるがここまでの壮挙を寛大に受け止め、一般の歓迎会を見合わせ和田駅まで出迎えて小規模な歓迎と記念品を贈ることを決めた。しかし午後になり福島県白川も汽車で通過、山形県漆山楯岡間も汽車で通過し出迎えが無視されたという連絡が同地から体育協会に伝えられ、再度会議が持たれることになった。¹⁸⁾ 午前中の会議の決定はすべて破棄され、「マラソンの規定にはずれている以上は選手の資格に欠く」ものとして、阿倍会長が到着した時点で「選手失格」の宣言をし、到着、歓迎の合図の花火の打ち上げを中止し、歓迎はいっさいせず総裁からの銀カップ、その他の記念品もすべて見合わせるというきびしい結論に変更された。

体育協会の対処が検討されている間に、両選手はゴールを目指し最後の区間にさしかかり各学校の生徒は待ちきれずに境、和田まで出迎え、歓迎の花火さえ打ち上げられ、歓迎と興味本意で一般の市民も県庁前に集まり始め、午後8時15分に大群衆が待ちかまえるなか両選手が相次いで、ゴール地点に到着した。汽車に乗ったということを知っている者も多く、体育協会の処置をかたずを飲むようにうかがい、「元来ならば万歳天にとどろくところだが誰の口からも出ない」異様な雰囲気の中で、阿倍会長は悲痛な声を絞り「今回東京秋田間のマラソンは各方面から多大の後援を得て決行したが濃霧その他故障のために途中選手は汽車を利用したのであるこれは明らかにマラソンの規定に反するのみならず精神に欠けている甚だ遺憾であるが只今の決勝点入りはアウトを宣告せざるを得ない」と大群衆に向かって伝えた。¹⁹⁾ 出迎えに集まった群衆は、会長の宣告を妥当と受け止めながらも、何も知らされずこの日も横手・秋田間20里を走ってきた両選手の姿をまのあたりして、「阿倍博士も気の毒、選手も気の毒で見て居られない」という状況で、式が終わっても群衆は容易にはその場を立ち去れないでいた。

昭和29年に刊行された『体協30年史』では、「事件を引き起こした」両選手も「かなり同情される点もあるが、協会に対する世間の不評覆りべくもなく、その肅正急を要する」とこの時の体育協会の素早い対応を「立派なものだ」としている。²⁰⁾ しかし発足して地盤を固めつつあった体育協会には、大きな汚点となり、体育協会への責任問題と体質の改善が求められることになった。

2) 体育協会への批判

体育協会の会長自らの素早すぎるとも思える対処で、東京・秋田間マラソンの一件は収まる予定であったが、各方面から厳しい批判が続出し体育協会の改変にも及ぶことになる。秋田魁新報の「言論」欄での批判は次のようである。²¹⁾ 最近体育奨励に大いに力が注がれ、その結

果健康の増進がはかられると同時に健全なる精神が養われている。この理解は、学校生徒、青年団だけではなく、社会での人物採用の第一条件は身体の強健さにあることは疑いのないところである。運動するものはだいたいにおいて身体壮健で、持久力にも富んでいるので体育奨励が必要であるが、さらに大切なことは健全な精神の養成である。いかに技量に優れていても、「その精神にして唾棄すべきものあるに於いては、極力これを排斥」しなければならない。特に「一校、一県、一国を代表して競技場裡におくるべき選手を選定するに際しては、殊にこの点に対して注意を払う必要がある」。今回の東京・秋田間マラソンでは、体育協会に「この点に対する配慮が甚だ足らなかった」ことがまず問題である。岸本総裁、阿倍会長以下、体協をあげて各方面に援助を依頼してのことであり、そこで選ばれた体育協会の会員であれば、選手の力量の如何は「岸本総裁以下の証明に信頼して、これに援助を与ふる」もので「各方面の応援者に対して多大の迷惑をかけた責任は免れ得ず、協会が深く謝罪」すべきである。

さらに選手の問題は「決心の薄弱にして責任観念のなかった」ことである。「唯単に予定の時間に、予定の地に着することにあせった短慮の結果に出である所為にあらざるか。」東京秋田間150里を10日間で走ることは、極めて困難なことであるのは明らかであり「この挙を歓迎したのは、その精神に共鳴したからである。予定通りに走らなくとも、一日や二日遅れても、正当にこれを決行さへすればこれを咎むるものでない。他府県に於いては秋田県の代表選手として迎へて居るのに斯かる点に無関心に多数の眼を故魔化し、恥を県外にさらし、せつかくの応援者の期待に背いたことをあくまでも責めなければならぬ。」まさに運動は技にあらずして、人物であることを明瞭に示してくれたものとして、将来の戒めとすべきであると結んでいる。体育協会の不十分な配慮、計画性さらには安易さを厳しく非難しているが、総裁である知事が最初から関わっていたことが問題をより大きなものとし、選手に対する県民、関係者の過大な期待、関心の大きさが二人の選手にこの行為を選択させたことも確かであろう。

また「これは体育精神上最も忌むべきことであるに相違ないが、一つには選手の無智、即ち体育精神に対する理解の乏しさ」からくるもので「平素余程スポーツマンシップの訓練を与へておかなければならぬ。単に技術体力の増加をのみ競争させる結果、ややもすれば体育精神を閑却する、かくの如き奨励の仕方は最も非体育的」あるとの厳しい指摘もおこなわれる。²⁰⁾運動やスポーツが盛んになる一方で一部運動選手の素行や態度が批判的とされ体育・スポーツそのものの価値に疑問が持たれる

ことを避けるために、運動の精神性、社会化が強調されていく。

これらの批判を体育協会として受け止め、協会の目的に沿った活動を確実に実行して信頼の回復をはかるべきであったが、財政の破綻と協会内の足並みの乱れも生まれ、批判への善処ばかりか組織の活動も全くの休止状態となっていく。

3) 体育協会の活動停滞を補う活動

体育協会のそのような状況の中でも、体育・スポーツの普及は確実にすすみ、大正13年6月24日には、女子の体育向上を目的に秋田魁新報主催で第1回全県中等学校女子庭球大会が、各女学校長の賛同のもとで開催された。後に体育協会との関係で論議を呼ぶことになるが、体育協会の不活発さを補うに十分なものとして他府県まで注目を浴びることになる。²¹⁾

さらに「体育講習会」も第1回の「首尾が余り能くなかった」との理由で、8月3日から6日間県教兵課主催で五城目町において開催することになった。²²⁾内実は、県の主催で行う予定であったが、講師謝礼等総額1500円が必要となるところ県予算は300円しか計上しておらず本格的な陸上競技場を建設したばかりの五城目町に「この講習を2、3年継続で五城目で開くし且つ同町経営の矢場崎運動場に於いて競技会を続行するといふ默契のもとに」²³⁾協賛をもちかけた。五城目町は、協賛金として1200円の寄付を集め、昨年同様に三橋義雄らを講師として講習、体操、競技を実施していく。

この講習会も、後に体育協会との間に問題を残すが、体育・スポーツの普及を浸透させていった。10月17、18日には、県主催により矢場崎運動場で県予選に続いて第1回明治神宮体育大会の青森、山形との3県の予選会が行われ、²⁴⁾国をあげて体育・スポーツによる体力の向上、国民精神の作興がさげられるなか、²⁵⁾秋田体育協会の再生が求められていく。これらに答えるように、「極めて極秘に」ではあったが旧体育協会幹部が協議会を開催して組織の改革に取り組んでいく。特に池田知事が体育協会に意欲的な理解を示し補助金の提案まで示していく。²⁶⁾

5. 体育協会の組織改革

1) 組織改革への提案

秋田県に限らず各種の運動が盛んにおこなわれ、体育の奨励が学校以外でも進められてきていたがまだまだ偏見や誤解が十分には払拭されず、青少年のためものと考えたり、一片の娯楽であり暇を作ってまで実施するものでないと考えられたり、女性が実施する際の多くの偏見があったりした。

早老で体力、気力の衰えを若くから表してくる原因は

まさに運動習慣の欠如であり、とりわけ東北地方では長い冬季間の活用はほとんど配慮されておらず、四季を通じて適切な運動を普及促進していく必要が求められた。この意味で休眠状態である県体育協会が本来の目的達成のために、多くの難題とともに再生が迫られてきた。発足直後からの不手際で多くの非難を浴び、「現在の如き協会の状態を以てしては、今後漸く隆盛に赴かんとする県下体育に関する統括及び指導を委するに甚だ物足らなく感ずると共に、奨励せれるものの満足を繋ぐに足らない」との指摘すら見られた。そこで学生中心の考えをあらため、内部で事業の奪い合いなどしない組織をつくり、とりわけ「充分体育に理解ある適當の人を得る」ことが最も重要な課題となっていた。²⁷⁾

このような世論の要望のなか、大正14年(1925年)を迎えると体育協会も再生のための改善策を提案しはじめる。阿倍会長は活動の停滞を打開するために、大町2丁目から4丁目までの約1万坪をグラウンドの候補地として、すでに岸本総裁の時点で実地検分を済ませている。この土地であれば「商店の店員も、学生も会社員もみんな随時に出掛けることが出来、とにかく一日中グラウンドに人影を絶やさぬことが出来やう」な「市民グラウンド」になり得る。グラウンドに運動諸器械をそろえ周囲に観覧席を設置し「欲をいえば体育館めいたものがほしい、そして随時講演や講習をやりたい、殊に冬季は屋内運動を奨励したい」と希望を語り、その建設経費約5万円は、県市当局、商業会議所その他有志からの寄附でまかないたいと、体育協会の活動の拠点となるグラウンド設置の必要性を強調しすでに知事に勧めて昨年の内に買収をおこなう予定であったことにもふれている。

さらに体育協会の財政的の建て直しに、6万円の体育協会基金を各市町村と民間から3万円づつ寄附を募る。その基金の利子と県と市からの補助で年予算1万円位を活動費として、指導員の養成と派遣という体育の普及に目的を絞り込み、そのために市町村に支会を設置していく。²⁸⁾

2) 体育協会の改組と評議委員会

そして組織改革として、県知事を会長に定め、県の協力を全面的に引き出す体制を確保し、総裁には佐竹義春をおし、新たに評議員制をとることになった。部会も、スキー部、野球部、庭球部、水上競技部、オリンピック競技部、スケート部、山岳部、乗馬部、相撲部、蹴球部と変更された。²⁹⁾佐竹候からの内諾を得て、5月30日に、「顧問49名、評議員47名を発令して」新たな組織として再出発をはかった。³⁰⁾

大正14年(1925年)6月19日、第1回目の評議委員会が開催され長野知事が会長として出席し、阿倍仲雄、信

太代議士、石丸連隊長、桑原警察部長の各顧問と幹事長である尾池教兵課長の他県議、郡長、銀行支店長、各学校長など評議員30余名が審議した議題は以下のようである。

第1号議案 副会長3名推薦の件

審議の結果片野、加藤、京野県会義委員、和田師範学校長、湯本南秋田郡長の5名が詮衡委員に任命された。

昼食を挟んで委員会の結果、橋爪内務部長、藤原警察部長、阿倍仲雄が副会長に推薦され満場一致で承認された。

第2号議案 基本金募集の件

6万円の体育協会の基本金を次のように募集することになった。1)6万円で4万円は一町村平均30円以上の寄附を求める特別会員を1名そして3円以上の通常会員を30名以上募集する。2)残り2万円は県と国県税5千円以上の篤志家より募集する。さらに今年秋に予定されている皇太子行啓の記念するグラウンド建設の資金募集計画があることも紹介された。

第3号議案 秋田市楢山運動場を3千円にて改修する件

和田師範学校長、西居秋田中学校長、京野県議より大グラウンド建設の必要が強く出され、その場合には楢山運動場は小規模な改修に止めることが付帯決議された。

第4号議案 大正14年度歳入出予算の件

3千5百円の前案通り満場一致で承認した。

最後に、深浦評議委員より「民衆体育の振興上緊要なりと認むるを以て適當なる方法により秋田市に大グラウンド建設方を県知事に建議の件」が発議され、満場一致を持って決議された。³¹⁾

3) 体育協会の官僚化傾向への批判

再生された体育協会は評議員会方式で順調な出足をみせたが、体育の奨励を目的としながら「グラウンド建設」が議題に上げられていなかったことには「聊か本末転倒の感を催」し「評議員の建議を待つまでもなく、当然考へなければならぬし、その実現に向かって努力を払うべき³²⁾であるとし組織、運営が「体育協会の官僚化、運動競技の官僚化」とする非難のあがるのもやむを得ないことも起きてきた。ひとつは前年に五城目町との協議の結果やっと開催した「体育講習会」を、再び体育協会主催により秋田市でおこなうという一方的な決定である。「2、3年継続して五城目町で開催する」という「黙契」

が1年で破棄された結果になった。³³⁾さらに各郡市に支部を置いて、県下の運動競技の統一を図るとの方針に、県立の中等学校長会議が「今後運動競技は体育協会主催のものでなければ成るべく選手は送らぬ、殊に女子にありては絶対に他の主催に任せぬ」との決定を下し、競技会の主催の独占化を図っていった。大正13年から開催されていた秋田魁新報社主催の全県中等学校女子庭球大会も、³⁴⁾女子中等学校長会から参加辞退が申し込まれた。「運動は所謂運動のための運動であって、競争のための運動でない。他校試合は徒らに女子の競争心を呼び起こし、教育上弊害こそあれ、効果を見出すことが出来ない」としながらも「但し競技の統一を計るために、県体育協会主催にだけ応ずるやうになるかも知れない」と矛盾した論理と受け止められても仕方のない理由で主催の交代をせまった。主催者の魁新聞社が納得できなかったのは「然るに県体育協会なるものが一体何事をなして居るか。あの当時の声明書の手前世間に果たして申訳あるか。10部のうち1, 2競技を開いたものもあるが、他にほとんど手をふれない。偶々実業団の庭球大会を主催せるに、その競技当日になっても、競技を行ふべきコートを示さず、主催者が一人も顔だに見せず、各郡から選手を集めながらその責任を果たさず、滅茶苦茶に大会を終わらして更に責任を感じずる所を知らなかった」ような体育協会が女子中等学校長会がいう大会が主催できるのかということであった。さらに女学校連盟の下で、全県女子中等学校の対抗競技を開催することが公表された。³⁵⁾

結局のところ、体制を立て直して県が体育界の統一を図るとして再出発した県体育協会は学生のみならず、むしろ一般人の体育の奨励をおこなうために、10の競技部を設置し体育主事をおき、毎年各競技を開いて平等な発展を促すことを目的にしてきたはずであったが、協会の「不熱心さと無責任さ」により信頼を失ったばかりでなく、さまざまな疑義と不信、官僚的な運営への批判が広まることになった。

6. おわりに

大正12年に大きな注目と期待をあつめて「秋田体育協会」が設立され、当初から財政的には不安を抱えながらも、体育・スポーツの普及促進をとりわけ地域社会に図る目的を掲げ活動が始められた。すでに協会が充足していた野球協会をのぞけば、広く全県規模での競技会を開催していくには力量不足であったが、県および秋田市の援助を受け、全県オリンピック大会の開催は翌年の第1回明治神宮競技大会の秋田での3県予選の参加選手に比べても倍近い規模となり体育協会への賛同と学生以外にもスポーツへの関心を引き起こした成果がうかがわれる。

さらに体育講習会でも初めての開催の不幸際、予想を超える参加者に対する対応が不十分で翌年以降に問題を残すことになるが、一般市民にも体育・スポーツの理論と実践を広める機会をつくったことは高く評価される。

これを受けて、各大会がそれぞれの活動計画を実践させようとした矢先に、東京・秋田間10日間マラソンの失態が生じ、実行した選手と同時に協会の会長をはじめとする幹部役員や体協の体質そのものに不信感が高まり、わずか1年にして協会の大幅な改変が求められることになる。しかし協会の外部からの批判と同時に、内部の部会間の不協和音も相まって、改革案は具体化までに長い時間を要し、結局県知事を会長におき県の主導で協会の運営をせざるを得ず、このことは地域社会の体育・スポーツの普及促進とともに学校体育・スポーツにも大きな影響力を与えることになり、各種の競技大会の開催、民間主催大会への選手参加の規制などにも関与することになり、評議員制の導入も「官僚的運営」という批判をかわすことにはならなかった。

秋田県体育協会の大正時代の活動は、オリンピック、明治神宮競技大会に代表されるように民間の体育・スポーツを大いに刺激し普及が促進されたのをうけ、当初は目的にふさわしい活動が展開されたが、財政的な裏付けの不十分さと組織運営の方法の不適切さにより不幸際が目立ち、期待されながらも不信と批判が高まり、本来の活動は昭和初期のさらなる組織改革を待つことになる。

註および引用

- 1) 県の胆入りで体育協会を組織：秋田魁新報 大正12年3月2日付
- 2) 発起人会で村地警察部長の草案説明の際には、北島庶務課長が「運動熱を鼓吹しようといふのが抑もで、最初はスキーだけの団体にしようと思った」と述べている。(秋田魁新報 大正12年3月5日付)
- 3) 県体育協会発起人会：秋田魁新報 大正12年3月4日
- 4) 体育場か一問題：秋田魁新報 大正12年3月5日付
- 5) 体育場か一問題：秋田魁新報 大正12年3月5日付
- 6) 体育協会から野球協会の加入勧誘：秋田魁新報 大正12年3月11日付
- 7) 体育協会から野球協会の加入勧誘：秋田魁新報 大正12年3月11日付
- 8) 顧問に任命された主な職名は以下のようなものである。

秋田県内務部長、第16旅団長、歩兵第17連隊長、秋田鉦山専門学校長、内務省土木出張所長、日銀秋田支店長、県警察部長、県会議長、野球部長、秋田魁新報主筆、秋田新聞社長、勧銀秋田支店長、男子師範学校長、秋田高等女学校長、秋田中学校長、秋田商業学校長、秋田工業学校長、県庶務課課長、

県勸業課長，南秋田郡長，秋電支配人，秋田税務署署長，秋田運輸事務所長，秋田建設事務所長，女子師範学校長，秋田市長，秋田商業会議所会頭，県教員課長，秋田市会議長，秋田裁判所長，検事正，秋田連隊区司令官，秋田大林区署長。

9) 3月26日の発起人会では，体育協会の発足会が5月にずれ込む様相であったが，体育協会の第1の行事として，「体育講習会」を発会式前に開催する計画が検討され，具体的な日程，内容，講師陣が公表された。定員300名で会費も一般は3円，学生は2円とし，申し込みも県庁教員課で4月15日までとする事まで決定した。この計画は，青森県でも体育講習会の計画が検討されていることがわかり，後手に回らないための性急な案でもあった。結局発会式が4月の15日に繰り上げされたために，体育講習会は，8月14日から19日に変更された。

10) 体育協会の発会式。雨上がりの球場で体育発会式：秋田魁新報 大正12年4月14日付，16日付

11) 青空を見て元気づく本県最初の体育競技：秋田魁新報 大正12年6月11日付

12) 目鼻のついた県体育協会，体育宣伝の活動写真：秋田魁新報 大正12年8月4日付

大好評の体育活動写真：秋田魁新報 大正13年8月13日付

13) 講師陣は，その他に埼玉県体育主事・鍛本政吉，茨城県師範学校教諭・山根松雄，東京府立第一高等女学校教諭・原清吉，同第二高等女学校教諭・上山辰二，東京市築地小学校訓導・吉永光雄，県師範学校教諭・木原賢太郎，山形県師範学校教諭・滑川了之助，東京高等師範学校生徒4名・今嶋益蔵，永田重隆，小林武夫，渡辺清也の13名で，永田，小林，渡辺が競技を指導し他は主に体操指導にあたった。(秋田魁新報 大正12年8月15日付)

14) 炎天にさらす漆黒の体躯：秋田魁新報 大正12年8月15日付

15) 沖ノ口，浅野両君東京出発：秋田魁新報 大正13年6月22日付

16) 後日，沖ノ口圭介，浅野三郎両選手が述べた釈明は次のようなことである。

汽車に乗った区間は4ヶ所であり，福島県黒田・河泉崎間約4里は浅野選手が足を痛めて歩けない状況で，沖ノ口も乗った。次に庭坂・大澤間約4里は板谷峠が非常に難関で濃霧と寒気におそわれさらに道もなくこれまでのマラソンも選手もここだけは汽車に乗っているというのでやむを得ず乗った。3ヶ所目は漆山・神町間約2里で，浅野選手が前日強サクサンを脚に塗ったため痛みで歩けない状況で，最後に及位(のぞき)・院内間約2里で，最初10里と予定していたが実際には21里あり予定通りに到着できなくなるために汽車に乗ったというものであった。なお両選手は，汽車に乗ったことは事実であるが，マラソンのレコードを作ったつもりであるし，堂々と走ったとも述べている。

各地で非常な歓迎を受け，2日目に宇都宮に泊まる予定を石橋に変更した際には歓迎予定の人々が大変失望したという話を聞き，以来予定した目的地に着かなければ待っている人に気の毒だから，脚が痛くても予定通りと思い汽車に乗ってしまった。

福島で宿代を支払わずにきたという非難に対しては，朝日新聞の福島支局が宿など万般にわたって世話をして歓迎してくれ宿代も支払ってくれてような話であり，「女中にきいたらそうですといふやうな返事でしたから」そのまま立ってきたのであると釈明している。(マラソン選手弁明して「日く」：秋田魁新報 大正13年7月2日付)

17) 体育協会の体面を汚すもの：秋田魁新報 大正13年7月2日付

18) 秋田県体育協会：体協30年史 昭和29年 3頁

19) 言論・本県体育協会の責任：秋田魁新報 大正13年7月2日付

20) 花城生：体育雑感(下)；：秋田魁新報 大正13年8月6日付

21) 社説・女学校長諸君に：秋田魁新報 大正15年9月10日付

第1回の中等女学校庭球大会を開催する主旨を次のように述べている。「日本人が其世界的活動競争の上に立ちて，先づ其体格に於て遙かに欧米人に及ぼす，従って其活動能力に於ても到底之と比較することの出来ない憫む可き地位に置かれてであると，更に其活動精神に就きても，各種の運動競技に依りて養成された欧米人の如何に澆刺として旺盛を極めて居るかを見て，一日も早く之と相伍するの位置に進まんことを熱望しての举措であって，単なる運動競技の比率比較や，興味中心のみに基いて開催するに到ったものでない」，とりわけ「伝統的，因習的に萎縮退限の生活に逐ひやられて」「凡ゆる方面に於いて男子の開明進歩の状態に比較して多大の遜色ある」女子にこそ運動競技が必要であるとの見地から体育奨励の第一歩として開催するにいたった。(秋田魁新報 大正13年6月22日付)

22) 8月3日から8日まで新築間もない五城目町矢場崎運動場で開催され，参加者総数は500数十名(内女子教員50余名，青年団員170名，学生30名その他は男子教員)で講習は，連日異なり，第2日目では午前には三橋講師の講話に始まり，午前10時より槍投げ，円盤投げ，砲丸投げ，走り幅跳び，走り高跳び，棒高跳びおよびその他の種目が午後4時まで続いた。(秋田魁新報 大正13年8月6日付)

23) 県体育協会の不誠実を憤る：秋田魁新報 大正14年7月17日付

24) 各郡の予選を勝ち抜いた選手130名が10月5日に，県代表の座を巡って熱戦を繰り広げ，10月17，18日に3県の約100余名の県代表選手により明治神宮競技大会への予選が行われた。秋田選手の活躍もあり，18日には5千名以上の観衆が集まるなか競技が行われた。その結果，秋田からは神宮競技会

には合計36名の選手が参加した。

- 25) 言論・運動精神に対する理解：秋田魁新報 大正13年12月29日付
- 26) 県体育協会の改善の密議：秋田魁新報 大正13年10月24日付
お歴れきの首もかへて：秋田魁新報 大正14年1月16日付
- 27) 言論・県体育協会組織変更に関して：秋田魁新報 大正14年1月11日付
- 28) グラウンドの選定や組織更改：秋田魁新報 大正14年3月16日付
- 29) 阿倍会長の私案では陸上競技部（野球、庭球、蹴球、乗馬）、山岳部、氷上運動部（スキー、スケート）、水上運動部（水泳、ボート）、相撲部という部会構成であったが、ボートを準備するには約6千円必要となり、秋田中学あるいは本状中学から借り場合には3千円程の予算で県の補助金次第で充分可能性あると考えられていた。（秋田魁新報 大正14年3月19日付）
- 30) 顧問：土田上院議員、田中・村山・信太・町田・井出・塩田・池田代議士、橋爪内務部長、藤原警察部長、阿倍仲雄、山田連隊司令官、石丸連隊長、横堀高専校長、井上市長、山本県会議長、安藤秋田魁常務、中村秋田新聞社長、県会議員31名 計49名。
評議員の職名：書記官、庶務・土木・会計・医務・衛生課長、日銀支店長、鹿角・北秋田・山本・南秋田・河辺・由利・仙北・平鹿・雄勝郡長、男女師範学校長、秋田中・秋女・秋田工業・秋田商業校長、運輸事務所長、市会議長、秋田警察署長、勸銀支店長、秋電支配人、秋田魁・秋田・新秋田・東京朝日・報知新聞記者その他計47名（秋田魁新報 大正14年5月31日付）
- 31) 更正せる本県体育協会：秋田魁新報 大正14年6月20日付
- 32) 言論・体育協会更生と運動場設置：秋田魁新報 大正14年6月24日付

10月に井上秋田市長が、皇太子行啓に際し記念事業の検討委員会に私案として秋田市郊外に2万坪の大運動場建設計画を示し、県や体育協会が考えているような規模ではなく「永久に記念するために」経費約15万円程であることを提案した。委員会では「運動場以外のもので、3万ないし5万円程度のものならばよい」との市長案に全面的反対の意見となった。（秋田魁新報 大正14年10月29日付）魁新報は、「必ず之が現実を期せ」との社説を掲載し、体育・運動の普及発展のために市長案を全面的に支援し「運動の意義を理解するものからすれば、決してそれは膨大なるものではない、又かうした問題の解決は、県全体の感激に満ちた今日の機会を措いては到底実現を見ることが出来ぬ事柄である」と市会議員全員の「公明なる推理と判断」を期待している。（秋田魁新報 大正14年11月3日付）

- 33) おさまらないのは、1200円をやっと支出した五城目町で「不誠実極まることであると内部の激昂甚だしく」五城目町体育部長が県と善後策を講ずることになるが、結局予定通り秋田市で開催されることになった。（県体育協会の不誠実を憤る：秋田魁新報 大正14年7月17日付）
- 34) 秋田魁新報社主催の全県女子庭球大会は、女子師範、秋田、横手、大館、能代、本荘の県立高等女学校、土崎、湯沢の実科高等女学校、聖霊女学院の9校より18組の選手により開催された。魁新報社は「旺盛なる体育流行に更に一大炬火を点ずるため本県における空前の試みたる全県高等女学校庭球大会を催すこととした」として大会前日から記事を書き、大会当日の記事は1頁を当て、2日後まで大会評などを掲載していく力の入れようである。（本社主催全県女子庭球大会準備万端整う、全県女子庭球いよいよ今日、熱球をとばす雄々しき少女等 数千の観衆会場を圍繞し空前の壯観を呈す、女子庭球大会雑観、主審大会評）
- 35) 社説・女学校長諸君に：秋田魁新報 大正14年9月10日付